

（目的）

第1条 本町内会・自治会（以下「本会」という。）は、この要綱により保有する個人情報の取扱いに関する事項を定め、会員の権利及び利益を保護するとともに、本会の円滑な事業運営に資することを目的とする。

（責務）

第2条 本会は、個人情報の保護に関する法律等を遵守するとともに、町内会活動において個人情報の保護に努めなければならない。

（周知）

第3条 本会は、個人情報の取扱いに関する事項等について、総会資料又は回覧により、少なくとも年1回は会員に周知するものとする。

（個人情報の取得）

第4条 本会の保有する個人情報は、会員名簿の作成に必要な氏名（家族、同居人を含む。）、生年月日、性別、住所、電話番号、介護・災害時の要支援状況、緊急連絡先その他町内会活動において必要とされるもので、原則、会員の同意を得たものとする。

2 本会の個人情報の取得は、町内会加入世帯カードや町内会行事等の参加申込書などで行う。

（個人情報の訂正等）

第5条 本会は、会員から前条に基づき提供された内容について、開示や訂正等の申出があった場合は、個人情報を確認し、適切に対応する。

（利用）

第6条 本会で保有している個人情報は、会員名簿（行事等の参加者名簿を含む。）及び地図の作成、会費の請求、文書の回覧、介護・避難行動要支援者への支援、総会で議決された事業等に利用するものとする。

2 前項の利用目的以外に個人情報を利用する場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

（管理）

第7条 本会で保有している個人情報は、会長又は会長が指定する役員が適正に保管・管理する。

2 本会で配付した会員名簿は、個々の会員が、紛失・漏えいを防止し、不要になった名簿を破棄する等して適正に管理する。会員に配付している名簿の変更については、訂正や削除等の連絡をすることでこれに替えることができる。

3 本会で保有している不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

（外部に対する提供）

第8条 本会で保有している個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同

意を得ないで第三者に提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 個人の生命、身体又は財産を保護するため緊急かつやむを得ない場合と認める場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から実施する。